

様式第7号（第2条関係）

甲賀市指令都計開許第 358 号

申請者 住所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川640番地2  
氏名 株式会社エステック 代表取締役 井口 和智

開発行為許可書

令和5年12月25日 付けで申請のあった開発行為許可申請は、都市計画法第29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年（2024年）2月19日

甲賀市長 岩 永 裕 貴



記

- 開発区域の名称 甲賀市甲賀町相模字小谷137番5 外8筆
- 開発区域の面積 2,519.52 m<sup>2</sup>
- 予定建築物の用途 分譲宅地（11区画）
- 許可条件 別紙のとおり

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求することができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に甲賀市を被告（甲賀市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請のみをすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。